

900MHz 帯自営用無線システム高度化作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班に主任を置き、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。主任は、作業班を招集する際は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。